

島根県准看護師試験受験資格認定要領
(外国の看護師学校若しくは養成所を卒業した者等のために)

1 目的

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第4号の規定に基づく准看護師試験の受験資格について、島根県における資格認定の手続き及び審査方法を定める。

2 審査対象者

外国の看護師学校若しくは養成所（以下、「外国看護師学校養成所」という。）を卒業し、又は外国において日本の看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、島根県が実施する准看護師試験を受験しようとするもの（以下「申請者」という。）。ただし、厚生労働大臣が同法第21条第5号に基づき、看護師国家試験受験資格があると認定した者を除く。

3 認定審査の方法

申請者が提出する申請書類により、申請者が日本の准看護師学校若しくは養成所を卒業した者と同等以上の知識及び技能を有する者であるか、「4」の認定基準に基づき審査を行う。

4 認定基準

以下の(1)から(7)までの基準をすべて満たしていること。

(1) 外国看護師学校養成所の修業年限等

ア 外国看護師学校養成所の入学資格

中学校卒業以上（修業年限9年以上）、又はそれと同等と認められること。

イ 外国看護師学校養成所の修業年限

2年以上であること。

ウ 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限

11年以上、又はそれと同等と認められること。

(2) 教育科目の履修時間

履修時間の合計が合計1890時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）等に規定する基礎科目、専門基礎科目、専門科目及び臨地実習の時間数を概ね満たすこと。

(3) 教育環境

日本の准看護師学校若しくは養成所と同等以上と認められること。

(4) 当該国の関与

当該国又は州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること。

(5) 申請者が外国看護師学校養成所卒業後、原則として当該国の看護師免許又は資格を取得していること。

(6) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されて

いること。

(7) 日本語能力

申請者が日本の中学校及び高等学校を卒業していない場合は、日本語能力試験 N 1 の認定を受けていること。

5 必要書類

(1) 以下の書類を島根県健康福祉部医療政策課に提出すること。ただし、島根県以外の都道府県知事（関西広域連合長を含む。）が准看護師試験受験資格があると認定した者は、(2)に挙げる書類を提出すること。

①島根県准看護師試験受験資格認定願（様式 1）

②島根県准看護師試験受験資格認定申請理由書（様式 2）

③履歴書（様式 3）

④在留カード、特別永住者証明書又は住民票の写し（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）（申請前 6 ヶ月以内に発行されたものに限る。）

⑤医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前 1 ヶ月以内に発行されたものに限る。）（様式 4）

⑥写真（6 × 4 cm のもの 1 枚。申請前 6 ヶ月以内に脱帽正面で撮影したものに限る。）（様式 3）

⑦外国で取得した看護師免許証の写し

⑧外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

⑨卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

⑩卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書

⑪卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目ごとの教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（教育課程、シラバス等）（当該施設長の証明のあるものに限る。）

⑫保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）別表 4 における科目と卒業した外国看護師学校養成所の履修した科目及び時間数の対照表（履修した科目は、基礎科目、専門基礎科目、専門科目の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習の別がわかるように記載すること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クオーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。）（様式 5）

⑬卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書（卒業当時の状況を記載し、「年月日時点」の日付もその当時のものであること。）（様式 6）

⑭外国で外国看護師免許を取得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋法律の目的、資格の定義、免許、欠格事由、籍の登録、免許の交付及び免許証の付与（更新）、免許登録の要件、免許取り消し又は業務停止処分の手続き、国家試験の受験資格、看護師の業務制限、養成所の規定・基準、養成機関の入学資格等について記載さ

れていること。

⑯卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット

卒業した外国看護師養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可されたものであることについて示されているものに限る。

⑰日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し又は日本語能力試験N1認定結果と成績に関する証明書

(2) 島根県以外の都道府県知事（広域連合長を含む。）が准看護師試験受験資格があると認定した者は、以下の書類を提出すること。

①上記①①～⑥

②島根県以外の都道府県（広域連合を含む。）准看護師試験受験資格に係る認定書の写し

③上記⑯

＜作成上の注意事項＞

ア 提出書類の部数は1部である。

イ (1)①、②、③、⑤、⑥、⑫及び⑬は所定の様式によること。

ウ ⑫は日本語で記載すること。

エ ⑬は卒業当時の状況を記載すること。

オ 添付書類のうち外国語で記載されているものは日本語訳を添付すること。

(1)⑦～⑪及び⑬～⑯については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。注意：当該国の大使館、領事館とは、外国に所在する日本国の大企業及び領事館ではない。

カ (1)⑦～⑩及び⑯、(2)②及び③の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する。）

キ 認定申請は必ず本人が行うこと。郵送及び代理による申請は受理しないので注意すること。

＜申請時の注意＞

ア 4月1日から9月30日の期間で申請を受け付ける（期間厳守）。ただし、9月30日が土日にあたる場合は、その直前の平日を申請締め切りとする。

イ 書類に不備があった場合は受理できないため、再度来庁が必要となる。申請前に書類がそろっていることを確認すること。

ウ 申請には、日時について電話で予約を取ってから来庁すること。予約せずに来庁した場合、対応できない場合があるので注意すること。

6 その他

この要領に定めるもののほか、資格認定の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

7 手続き及び問い合わせ先

〒690-8501

松江市殿町1番地

島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保グループ

TEL 0852-22-5252

附則

この要領は、平成24年6月15日から適用する。

附則

この要領は、平成25年3月29日から適用する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年7月20日から適用する。